

第 61 号議案から
第 74 号議案まで 平成27年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算

平成 28 年 2 月 第 5 回 福岡県議会定例会議案 その5

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
61	平成27年度福岡県一般会計補正予算（第4号）	1
62	平成27年度福岡県財政調整基金特別会計補正予算（第1号）	21
63	平成27年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）	23
64	平成27年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）	25
65	平成27年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）	27
66	平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	29
67	平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	33
68	平成27年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第2号）	37
69	平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）	47
70	平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	53
71	平成27年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）	61
72	平成27年度福岡県電気事業会計補正予算（第1号）	65
73	平成27年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	67
74	平成27年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）	69

一 般 会 計

第 61 号議案

平成27年度福岡県一般会計補正予算（第 4 号）

平成27年度福岡県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,570,931 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,805,648,853 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県	税	621,329,150	93,591	621,422,741
1 県	民 税	198,898,874	979,293	199,878,167
2 事	業 税	115,575,118	△ 1,917,486	113,657,632
3 地 方	消 費 税	182,278,222	1,817,222	184,095,444
4 不 動 産	取 得 税	15,553,909	△ 469,345	15,084,564
5 県 た ば こ	税	6,324,400	178,746	6,503,146
6 ゴ ル フ 場	利 用 税	1,032,961	25,910	1,058,871
7 自 動 車	取 得 税	4,109,871	708,885	4,818,756
8 軽 油 引 取	税	38,533,303	△ 796,630	37,736,673
9 自 動 車	税	58,823,453	△ 427,525	58,395,928
10 鉦 区	税	5,749	△ 525	5,224
11 狩 猟	税	24,366	△ 3,276	21,090

	12 産 業 廃 棄 物 税	168,924	△	1,678	167,246
2 地 方 消 費 税 清 算 金		183,587,245		9,016,970	192,604,215
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	183,587,245		9,016,970	192,604,215
3 地 方 譲 与 税		87,159,838	△	794,900	86,364,938
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	82,953,166	△	794,900	82,158,266
7 分 担 金 及 び 負 担 金		5,030,194	△	27,270	5,002,924
	1 分 担 金	117,496	△	7,892	109,604
	2 負 担 金	4,912,698	△	19,378	4,893,320
8 使 用 料 及 び 手 数 料		15,419,328	△	421,137	14,998,191
	1 使 用 料	7,277,777	△	97,489	7,180,288
	2 手 数 料	8,141,551	△	323,648	7,817,903
9 国 庫 支 出 金		203,118,980	△	7,287,647	195,831,333
	1 国 庫 負 担 金	120,352,088	△	3,527,008	116,825,080
	2 国 庫 補 助 金	76,426,996	△	3,062,711	73,364,285
	3 委 託 金	6,339,896	△	697,928	5,641,968

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		2,476,647	△ 233,968	2,242,679
	1 財産運用収入	1,771,809	△ 52,707	1,719,102
	2 財産売却収入	704,838	△ 181,261	523,577
11 寄附金		2,400,492	△ 489,974	1,910,518
	1 寄附金	2,400,492	△ 489,974	1,910,518
12 繰入金		33,732,016	△ 3,315,273	30,416,743
	1 特別会計繰入金	4,295,512	△ 57,046	4,238,466
	2 基金繰入金	29,436,504	△ 3,258,227	26,178,277
14 諸収入		135,167,543	655,401	135,822,944
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,779,435	△ 295,776	1,483,659
	2 県預金利子	48,858	10,077	58,935
	4 貸付金元利収入	117,289,760	△ 177,849	117,111,911
	5 受託事業収入	1,381,441	△ 500,173	881,268
	6 収益事業収入	6,437,573	△ 158,702	6,278,871

	7 利子割精算金収入	103,120	47,001	150,121
	8 雑収入	6,426,876	1,730,823	8,157,699
15 県債		245,287,900	△ 1,766,724	243,521,176
	1 県債	245,287,900	△ 1,766,724	243,521,176
歳入合計		1,810,219,784	△ 4,570,931	1,805,648,853

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		3,028,584	△ 6,485	3,022,099
	1 議会費	3,028,584	△ 6,485	3,022,099
2 総務費		55,391,802	3,903,410	59,295,212
	1 総務管理費	19,575,419	4,468,075	24,043,494
	2 企画費	9,272,905	△ 374,925	8,897,980
	3 徴税費	15,010,704	144,856	15,155,560
	4 市町村振興費	2,237,137	△ 31,921	2,205,216

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 選挙費	1,362,742	△ 231,263	1,131,479
	6 防災費	4,373,826	△ 10,401	4,363,425
	7 統計調査費	2,958,190	△ 50,643	2,907,547
	8 人事委員会費	255,236	△ 8,305	246,931
	9 監査委員費	345,643	△ 2,063	343,580
3 保健費		229,686,290	△ 6,404,587	223,281,703
	1 保健企画費	7,308,466	△ 120,873	7,187,593
	2 健康対策費	17,104,253	△ 3,773,815	13,330,438
	3 生活衛生費	1,398,951	△ 49,482	1,349,469
	4 医薬費	20,336,497	△ 1,214,341	19,122,156
	5 医療介護費	173,511,335	1,127,600	174,638,935
	6 高齢者支援費	10,026,788	△ 2,373,676	7,653,112
4 環境費		3,793,985	△ 659,598	3,134,387
	1 環境費	3,793,985	△ 659,598	3,134,387

5 生活労働費		151,296,902		1,787,890	153,084,792
	1 県民生活費	4,904,395	△	75,933	4,828,462
	2 福祉企画費	2,919,948	△	47,751	2,872,197
	3 児童家庭費	53,593,899		211,074	53,804,973
	4 障害者福祉費	36,278,546		2,290,005	38,568,551
	5 生活保護費	37,861,775	△	96,304	37,765,471
	6 社会福祉費	9,398,162	△	2,109	9,396,053
	7 労働企画費	1,409,644		24,561	1,434,205
	8 職業訓練費	4,465,051	△	510,313	3,954,738
	9 失業対策費	214,759		2,907	217,666
	10 労働委員会費	250,723	△	8,247	242,476
6 農林水産業費		60,247,415	△	3,375,984	56,871,431
	1 農林水産業企画費	7,765,024	△	659,609	7,105,415
	2 農業費	11,521,721	△	1,447,290	10,074,431
	3 畜産業費	1,592,259	△	32,172	1,560,087

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 農地費	18,723,486	△ 348,730	18,374,756
	5 林業費	14,105,422	△ 737,303	13,368,119
	6 水産業費	6,539,503	△ 150,880	6,388,623
7 商工費		120,610,433	△ 543,616	120,066,817
	1 商業費	114,678,229	△ 184,401	114,493,828
	2 工鉱業費	5,438,269	△ 356,020	5,082,249
	3 観光費	493,935	△ 3,195	490,740
8 県土整備費		137,957,357	△ 1,154,870	136,802,487
	1 県土整備企画費	4,124,405	△ 139,305	3,985,100
	2 道路橋りょう費	66,165,038	△ 660,691	65,504,347
	3 河川海岸費	36,595,338	△ 8,664	36,586,674
	4 港湾費	3,768,789	88	3,768,877
	5 都市計画費	16,494,395	△ 290,193	16,204,202
	6 住宅費	6,400,644	△ 58,772	6,341,872

	7 河川総合開発等事業費	2,469,084		29,580	2,498,664
	8 水資源対策費	1,939,664	△	26,913	1,912,751
9 警察費		125,783,741	△	579,966	125,203,775
	1 警察管理費	122,631,639	△	655,856	121,975,783
	2 警察活動費	3,152,102		75,890	3,227,992
10 教育費		409,513,651	△	3,397,804	406,115,847
	1 教育総務費	50,424,918	△	1,573,199	48,851,719
	2 小学校費	131,468,839	△	505,755	130,963,084
	3 中学校費	78,697,886	△	197,828	78,500,058
	4 高等学校費	63,023,696		85,643	63,109,339
	5 特別支援学校費	29,398,334	△	881,055	28,517,279
	6 社会教育費	3,455,798	△	145,844	3,309,954
	7 保健体育費	1,789,974	△	32,911	1,757,063
	8 大学費	5,327,978	△	8,023	5,319,955
	9 私立学校費	45,926,228	△	138,832	45,787,396

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		1,891,113	△ 817,649	1,073,464
	1 農林水産施設災害復旧費	951,229	△ 737,152	214,077
	2 土木施設災害復旧費	872,455	△ 72,491	799,964
	3 教育施設災害復旧費	67,429	△ 8,006	59,423
12 公債費		216,311,129	△ 858,274	215,452,855
	1 公債費	216,311,129	△ 858,274	215,452,855
13 諸支出金		294,507,382	7,536,602	302,043,984
	1 利子割交付金等	292,807,382	7,536,602	300,343,984
歳出合計		1,810,219,784	△ 4,570,931	1,805,648,853

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	4,437,700	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	4,351,700	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
鉄道整備事業費	16,100				13,900			
直轄空港事業負担金	913,300				965,700			
保健施設整備事業費	2,091,500				956,900			
自然公園整備事業費	58,300				47,600			
生活労働施設整備事業費	1,668,800				1,592,500			
農林水産施設整備事業費	104,300				97,000			
農地事業費	5,299,900				5,840,400			
林道事業費	1,332,900				1,387,800			
治山事業費	2,934,400				2,790,000			
水産事業費	1,944,700				1,837,600			
県土整備施設整備事業費	51,100				40,100			
河川事業費	13,612,200				13,671,100			

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防事業費	3,642,600				3,596,900			
港湾事業費	840,400				849,400			
都市計画事業費	3,426,800				3,368,500			
道路事業費	37,915,100				38,001,200			
直轄事業負担金	14,364,900				14,380,000			
公営住宅建設事業費	3,293,600				3,276,400			
警察施設整備事業費	4,665,800				4,596,100			
教育施設整備事業費	11,048,600				11,294,800			
災害復旧事業費	454,500				348,300			
臨時財政対策	111,315,000				110,361,876			
計	245,287,900				243,521,176			

第3表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	交通企画費	33,083
	6 防災費	消防学校施設整備費	693,342
3 保健費	4 医薬費	在宅医療提供体制整備促進費	138,348
		看護師等確保・養成費	164,636
	6 高齢者支援費	老人福祉施設整備費	1,858,200
4 環境費	1 環境費	産業廃棄物対策費	10,706
5 生活労働費	3 児童家庭費	社会福祉施設整備費	2,954,558
6 農林水産業費	4 農地費	一般農道整備事業費	15,301
		県営農村総合整備事業費	315,208
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	67,326
		地すべり対策事業費	86,708
		クリーク防災機能保全対策事業費	180,340

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		農村環境整備事業費	206,829
	5 林業費	県単造林事業費	22,200
		県単林道事業費	1,200
		災害関連緊急治山等事業費	36,680
		県単治山事業費	232,404
	6 水産業費	漁港施設改修費	35,400
		漁港海岸保全事業費	4,250
		漁港環境整備事業費	4,000
8 県土整備費	1 県土整備企画費	建築物地震対策事業費	8,477
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費	207,437
		舗装道補修費	36,000
		橋りょう補修費	1,098,884
		橋りょう震災対策費	57,000
	3 河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	179,328

		砂防調査費	95,000
		海岸調査費	18,600
		有明高潮対策事業費	115,047
		住宅宅地関連河川改修費	140,296
		海岸環境整備事業費	95,000
	4 港湾費	港湾事業事務費	7,646
		港湾局部改良事業費	61,000
		港湾既存施設有効活用促進事業費	4,980
	5 都市計画費	都市計画事業事務費	17,249
		土地区画整理関連事業費	1,400
		街路関連道路整備事業費	1,570,640
		都市公園施設費	245,640
		公園関連事業費	198,200
	6 住宅費	公営住宅建設費	654,680
		公営住宅ストック総合改善事業費	40,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	4 高等学校費	老朽校舎改築費	515,549
		施設充実費	282,241
		校地整備費	23,845
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧費	28,663
		林道災害復旧費	19,435
	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事務費	5,031
		平成27年災害土木施設費	361,742
		平成27年単独都市災害復旧費	19,200
	3 教育施設災害復旧費	高等学校災害復旧費	42,835

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農林水産業費 企画面費	国土調査事業費	125,847	国土調査事業費	168,918
	2 農業費	農業構造改善事業費	52,558	農業構造改善事業費	491,394

	4 農 地 費	担い手育成基盤整備事業費	65,000	担い手育成基盤整備事業費	88,155
		農業水利施設保全対策事業費	636,000	農業水利施設保全対策事業費	836,346
		県営ため池等整備事業費	2,732,018	県営ため池等整備事業費	3,766,534
		湛水防除事業費	51,276	湛水防除事業費	146,393
	5 林 業 費	造林事業費	394,200	造林事業費	399,500
		県代行林道開設費	78,558	県代行林道開設費	567,876
		県営林道開設費	75,560	県営林道開設費	122,964
		ふるさと林道緊急整備事業費	44,189	ふるさと林道緊急整備事業費	177,006
		治山事業費	415,593	治山事業費	1,549,972
	6 水 産 業 費	漁港修築事業費	297,092	漁港修築事業費	471,544
8 県土整備費	2 道 橋 路 りょう 費	道路特別補修費	238,296	道路特別補修費	546,696
		交通安全施設維持費	7,500	交通安全施設維持費	138,801
		道路災害防除費	927,976	道路災害防除費	1,340,275
		道路交通安全施設整備費	199,120	道路交通安全施設整備費	2,033,060
		道路改良費	4,306,026	道路改良費	10,605,706

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		交 通 安 全 対 策 費	162,000	交 通 安 全 対 策 費	538,647
		道 路 改 築 費	615,040	道 路 改 築 費	3,315,040
		橋 り よ う 架 換 費	92,871	橋 り よ う 架 換 費	502,871
	3 河川海岸費	広 域 河 川 改 修 費	386,616	広 域 河 川 改 修 費	2,379,282
		河 川 災 害 関 連 事 業 費	282,576	河 川 災 害 関 連 事 業 費	3,498,105
		堰 堤 改 良 費	102,389	堰 堤 改 良 費	216,887
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	8,000	河川激甚災害対策特別緊急事業費	845,635
		都市基盤河川改修費補助金	130,000	都市基盤河川改修費補助金	650,780
		床上浸水対策特別緊急事業費	113,400	床上浸水対策特別緊急事業費	542,289
		河川総合流域防災事業費	143,062	河川総合流域防災事業費	1,246,920
		河 川 改 修 費	282,919	河 川 改 修 費	904,698
		通 常 砂 防 事 業 費	233,016	通 常 砂 防 事 業 費	1,697,996
		地 す べ り 対 策 事 業 費	40,696	地 す べ り 対 策 事 業 費	220,080
		急傾斜地崩壊対策事業費	365,460	急傾斜地崩壊対策事業費	1,013,300

		砂防総合流域防災事業費	27,200	砂防総合流域防災事業費	334,400
		砂防事業費	79,343	砂防事業費	691,673
		海岸高潮対策事業費	289,200	海岸高潮対策事業費	468,800
		海岸災害防除対策事業費	13,531	海岸災害防除対策事業費	85,667
	4港湾費	港湾改修事業費	162,000	港湾改修事業費	471,400
		港湾海岸高潮対策事業費	125,320	港湾海岸高潮対策事業費	127,660
		港湾整備事業費	23,040	港湾整備事業費	26,760
	5都市計画費	街路事業費	165,000	街路事業費	1,732,438

特 別 会 計

第 62 号議案

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,143 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,911 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		45,768	8,143	53,911
	1 財産運用収入	45,768	8,143	53,911
歳入合計		45,768	8,143	53,911

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		45,768	8,143	53,911
	1 積立金	45,768	8,143	53,911
歳出合計		45,768	8,143	53,911

第 63 号議案

平成27年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 695, 620 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 546, 220, 462 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		305,510,758	△ 754,607	304,756,151
	1 一般会計繰入金	216,255,164	△ 813,594	215,441,570
	2 基金繰入金	89,255,594	58,987	89,314,581
3 財産収入		3,794,324	58,987	3,853,311
	1 財産運用収入	3,794,324	58,987	3,853,311
歳入合計		546,916,082	△ 695,620	546,220,462

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		546,916,082	△ 695,620	546,220,462
	1 公債費	546,916,082	△ 695,620	546,220,462
歳出合計		546,916,082	△ 695,620	546,220,462

第 64 号議案

平成27年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,568 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,232 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		41,663	6,568	48,231
	1 諸 収 入	41,663	6,568	48,231
歳 入 合 計		41,664	6,568	48,232

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		41,452	6,568	48,020
	1 一 般 会 計 繰 出 金	41,452	6,568	48,020
歳 出 合 計		41,664	6,568	48,232

第 65 号議案

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 539 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,432 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		12,971	△ 539	12,432
	1 財産運用収入	12,971	△ 539	12,432
歳入合計		12,971	△ 539	12,432

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		12,971	△ 539	12,432
	1 基金積立金	12,971	△ 539	12,432
歳出合計		12,971	△ 539	12,432

第 66 号議案

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,949 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		13,566	△ 13,407	159
	1 一般会計繰入金	13,566	△ 13,407	159
2 繰越金		24,198	40,949	65,147
	1 繰越金	24,198	40,949	65,147
3 諸収入		59,964	△ 6,994	52,970
	1 諸収入	59,964	△ 6,994	52,970
4 県債		22,497	△ 22,497	0
	1 県債	22,497	△ 22,497	0
歳入合計		120,225	△ 1,949	118,276

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 就農支援資金貸付事業費		120,225	△ 1,949	118,276
	1 就農支援資金貸付事業費	120,225	△ 1,949	118,276
歳 出	合 計	120,225	△ 1,949	118,276

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金 貸付事業費	22,497	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	0			

第 67 号議案

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 127,778 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,454,447 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 債		53,129	△ 2,710	50,419
	1 県 債	53,129	△ 2,710	50,419
2 繰入金		99,848	△ 5,850	93,998
	1 一般会計繰入金	99,848	△ 5,850	93,998
3 諸収入		813,138	△ 119,218	693,920
	1 雑収入	813,138	△ 119,218	693,920
歳入合計		1,582,225	△ 127,778	1,454,447

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費		769,754	△ 8,560	761,194
	1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	769,754	△ 8,560	761,194

2 公 債 費		812,471	△	119,218	693,253
	1 公 債 費	812,471	△	119,218	693,253
歲 出 合 計		1,582,225	△	127,778	1,454,447

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金 貸付事業費	53,129	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年0.90% 以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	50,419	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年0.90% 以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 68 号議案

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 350,809 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,890,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 那珂川開発事業費収入		11,433,706	358,535	11,792,241
	1 国庫補助金	3,102,450	111,800	3,214,250
	2 分担金及び負担金	4,989,344	176,313	5,165,657
	3 繰入金	369,412	△ 317,109	52,303
	4 県債	2,852,500	428,800	3,281,300
	5 諸収入	120,000	△ 41,269	78,731
2 祓川開発事業費収入		10,106,383	△ 7,726	10,098,657
	2 分担金及び負担金	2,708,510	△ 2,070	2,706,440
	3 繰入金	543,088	△ 88,556	454,532
	4 県債	3,264,500	82,900	3,347,400
歳 入 合 計		21,540,089	350,809	21,890,898

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 那珂川開発事業費		11,433,706	358,535	11,792,241
	1 那珂川開発事業費	11,433,706	358,535	11,792,241
2 祓川開発事業費		10,106,383	△ 7,726	10,098,657
	1 祓川開発事業費	10,106,383	△ 7,726	10,098,657
歳 出 合 計		21,540,089	350,809	21,890,898

第2表 継続費補正
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	112,351,488	63	150,000	112,310,023	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
	11	764,463	11	764,463				

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,811,951		25	7,811,951
				26	12,819,429		26	12,819,429

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	11,433,706		27	11,792,241
				28	600,000		28	600,000
				29	8,032,171		29	7,632,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	81,781,870	2	156,221	81,774,144	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771, 781		13	771, 781
				14	522, 583		14	522, 583
				15	465, 080		15	465, 080
				16	492, 390		16	492, 390
				17	1, 488, 623		17	1, 488, 623
				18	2, 059, 020		18	2, 059, 020
				19	4, 780, 970		19	4, 780, 970
				20	5, 919, 731		20	5, 919, 731
				21	6, 632, 980		21	6, 632, 980
				22	6, 126, 681		22	6, 126, 681
				23	6, 124, 083		23	6, 124, 083
				24	7, 155, 258		24	7, 155, 258
				25	4, 935, 077		25	4, 935, 077
				26	3, 553, 996		26	3, 553, 996
				27	10, 106, 383		27	10, 098, 657

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	13,639,000		28	13,639,000
				29	2,941,370		29	2,941,370

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
那珂川開発事業費	2,852,500	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	3,281,300	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成27年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
祓川開発事業費	3,264,500				3,347,400			
計	6,117,000				6,628,700			

第 69 号議案

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 73,260 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,638,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		562,199	△ 5,199	557,000
	1 使用料	562,199	△ 5,199	557,000
2 繰入金		2,288,584	435,245	2,723,829
	1 一般会計繰入金	1,556,584	435,245	1,991,829
3 県債		6,217,400	△ 43,100	6,174,300
	1 県債	6,217,400	△ 43,100	6,174,300
5 諸収入		8,001	24,186	32,187
	2 雑収入	8,000	24,186	32,186
6 財産収入		635,875	△ 484,392	151,483
	1 財産運用収入	7,255	4,490	11,745
	2 財産売却収入	628,620	△ 488,882	139,738
歳入合計		9,712,060	△ 73,260	9,638,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		1,652,432	△ 19,032	1,633,400
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	1,652,432	△ 19,032	1,633,400
2 公 債 費		8,059,628	△ 54,228	8,005,400
	1 公 債 費	8,059,628	△ 54,228	8,005,400
歳 出 合 計		9,712,060	△ 73,260	9,638,800

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	2,585,400	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,542,300	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設 整備運営事業費	1 県営埠頭施設 整備運営事業費	苅田港新松山地区埠頭用地造成事業費	485,603
		苅田港新松山地区都市再開発用地造成 事業費	303,506

第 70 号議案

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,485,512 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,759,619 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道事業費収入		8,859,939	△ 335,318	8,524,621
	1 分担金及び負担金	4,726,964	△ 68,476	4,658,488
	2 国庫補助金	2,030,926	△ 185,626	1,845,300
	3 繰入金	502,349	△ 15,616	486,733
	4 県債	979,700	△ 65,600	914,100
2 多々良川流域下水道事業費収入		4,141,988	△ 476,799	3,665,189
	1 分担金及び負担金	1,836,543	△ 84,619	1,751,924
	2 国庫補助金	907,200	△ 302,200	605,000
	3 繰入金	350,308	△ 8,780	341,528
	4 県債	627,700	△ 81,200	546,500
3 宝満川流域下水道事業費収入		1,981,748	△ 347,015	1,634,733
	1 分担金及び負担金	737,617	△ 69,827	667,790

	2 国 庫 補 助 金	452,196	△	158,596	293,600
	3 繰 入 金	123,161	△	6,963	116,198
	4 県 債	224,700	△	67,100	157,600
	7 繰 越 金	109,211	△	44,529	64,682
4	宝満川上流流域下水道 事業費収入	960,953	△	36,388	924,565
	1 分担金及び負担金	443,090	△	13,404	429,686
	2 国 庫 補 助 金	28,107	△	11,017	17,090
	3 繰 入 金	98,774	△	6,467	92,307
	4 県 債	80,500	△	5,500	75,000
5	筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入	2,153,227	△	45,693	2,107,534
	1 分担金及び負担金	763,447	△	12,263	751,184
	2 国 庫 補 助 金	392,040	△	19,140	372,900
	3 繰 入 金	258,264	△	7,190	251,074
	4 県 債	239,300	△	7,100	232,200
6	遠賀川下流流域下水道 事業費収入	1,631,257	△	90,061	1,541,196

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 分担金及び負担金	808,946	△ 15,772	793,174
	2 国庫補助金	287,563	△ 22,473	265,090
	3 繰入金	251,646	△ 8,116	243,530
	4 県債	207,000	△ 12,000	195,000
	5 繰越金	76,102	△ 31,700	44,402
7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,171,855	△ 50,304	1,121,551
	1 分担金及び負担金	476,721	△ 12,820	463,901
	2 国庫補助金	118,298	△ 20,098	98,200
	3 繰入金	353,005	△ 8,986	344,019
	4 県債	153,500	△ 8,400	145,100
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,320,482	△ 103,782	1,216,700
	1 分担金及び負担金	519,896	△ 27,048	492,848
	2 国庫補助金	313,089	△ 43,089	270,000
	3 繰入金	220,834	△ 10,945	209,889

	4 県	債	214,500	△	22,700	191,800
9	明星寺川雨水流域下水道事業費収入		23,682	△	152	23,530
	1 繰入金		23,682	△	152	23,530
歳入合計			22,245,131	△	1,485,512	20,759,619

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道事業		8,859,939	△ 335,318	8,524,621
	1 御笠川那珂川流域下水道事業	8,859,939	△ 335,318	8,524,621
2 多々良川流域下水道事業		4,141,988	△ 476,799	3,665,189
	1 多々良川流域下水道事業	4,141,988	△ 476,799	3,665,189
3 宝満川流域下水道事業		1,981,748	△ 347,015	1,634,733
	1 宝満川流域下水道事業	1,981,748	△ 347,015	1,634,733
4 宝満川上流流域下水道事業		960,953	△ 36,388	924,565
	1 宝満川上流流域下水道事業	960,953	△ 36,388	924,565

款	項	補正前の額	補正額	計
5 筑後川中流右岸流域下水道費 事 業		2,153,227	△ 45,693	2,107,534
	1 筑後川中流右岸流域下水道費 事 業	2,153,227	△ 45,693	2,107,534
6 遠賀川下流流域下水道費 事 業		1,631,257	△ 90,061	1,541,196
	1 遠賀川下流流域下水道費 事 業	1,631,257	△ 90,061	1,541,196
7 矢部川流域下水道費 事 業		1,171,855	△ 50,304	1,121,551
	1 矢部川流域下水道費 事 業	1,171,855	△ 50,304	1,121,551
8 遠賀川中流流域下水道費 事 業		1,320,482	△ 103,782	1,216,700
	1 遠賀川中流流域下水道費 事 業	1,320,482	△ 103,782	1,216,700
9 明星寺川雨水流域下水道費 事 業		23,682	△ 152	23,530
	1 明星寺川雨水流域下水道費 事 業	23,682	△ 152	23,530
歳 出 合 計		22,245,131	△ 1,485,512	20,759,619

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,908,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	1,639,300	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4	宝満川上流流域 下水道事業費	1 宝満川上流流域 下水道事業費	宝満川上流流域下水道建設費 23,192
5	筑後川中流右岸 流域下水道事業費	1 筑後川中流右岸 流域下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費 197,229
6	遠賀川下流流域 下水道事業費	1 遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費 235,720
7	矢部川流域 下水道事業費	1 矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域下水道建設費 43,601

変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
1	御笠川那珂川 流域下水道事業費	1 御笠川那珂川 流域下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費 62,700	御笠川那珂川流域下水道建設費 210,030	
2	多々良川 流域下水道事業費	1 多々良川 流域下水道事業費	多々良川流域下水道建設費 49,700	多々良川流域下水道建設費 292,208	
3	宝満川 流域下水道事業費	1 宝満川 流域下水道事業費	宝満川流域下水道建設費 39,100	宝満川流域下水道建設費 307,224	
8	遠賀川中流 流域下水道事業費	1 遠賀川中流 流域下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費 50,200	遠賀川中流流域下水道建設費 255,714	

第 71 号議案

平成27年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成27年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 30,910 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,628,455 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費収入		6,538,048	△ 4,910	6,533,138
	1 使用料	6,419,296	△ 14,404	6,404,892
	2 国庫補助金	12,557	△ 12,557	0
	3 繰越金	99,377	22,051	121,428
2 県営住宅敷金管理費収入		121,317	△ 26,000	95,317
	1 繰越金	1	5,372	5,373
	2 諸収入	121,316	△ 31,372	89,944
歳入合計		6,659,365	△ 30,910	6,628,455

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,496,170	△ 15,206	6,480,964
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,496,170	△ 15,206	6,480,964
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		113,195	△ 25,627	87,568
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	113,195	△ 25,627	87,568
3 予 備 費		50,000	9,923	59,923
	1 予 備 費	50,000	9,923	59,923
歳 出 合 計		6,659,365	△ 30,910	6,628,455

公 營 企 業 会 計

第 72 号議案

平成27年度福岡県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成27年度福岡県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成27年度福岡県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 電気事業収益	508,837千円	5,448千円	514,285千円
第 3 項 事業外収益	1,836千円	5,448千円	7,284千円
	支	出	
第 1 款 電気事業費	507,409千円	5,448千円	512,857千円
第 1 項 営業費用	486,176千円	5,448千円	491,624千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	299,910千円	60,692千円	360,602千円
第2項 雑収入	0千円	60,692千円	60,692千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	153,538千円	5,448千円	158,986千円

平成28年3月1日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 73 号議案

平成27年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成27年度福岡県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成27年度福岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益	2,026,114千円	5,687千円	2,031,801千円
第 2 項 営業外収益	266,792千円	5,687千円	272,479千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費	1,644,190千円	5,687千円	1,649,877千円
第 1 項 営業費用	1,490,396千円	5,687千円	1,496,083千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	193,603千円	5,687千円	199,290千円

平成28年3月1日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 74 号議案

平成27年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成27年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成27年度福岡県工業用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 造成事業収益	21,749千円	586,585千円	608,334千円
第 1 項 営業収益	21,291千円	582,902千円	604,193千円
第 2 項 営業外収益	458千円	3,683千円	4,141千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費	333,038千円	640,478千円	973,516千円
第 1 項 営業費用	332,695千円	640,478千円	973,173千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	25,791千円	3,683千円	29,474千円

平成28年 3 月 1 日提出

福岡県知事 小 川 洋